

『業務に役立つ建設関連法の解説 119』正誤表

頁	行	誤	正
p.8	11 行目	建設業は、一つの都道府県	建設業の許可は、下図で示したとおり下請制限金額で区別します。一つの都道府県
	13 行目	「一般建設業」	「一般建設業、特定建設業」
	15 行目	「特定建設業」	「一般建設業、特定建設業」
	17～18 行目	具体的には下図のようになります。	(削除)